

法律第五十七号（平二二・一一・三〇）

◎裁判官の報酬等に関する法律等の一部を改正する法律

(裁判官の報酬等に関する法律の一部改正)

第一条 裁判官の報酬等に関する法律（昭和二十三年法律第七十五号）の一部を次のように改正する。

第十五条中「九十九万千円」を「九十八万九千円」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第二条関係）

区 分	報 酬 月 額
最高裁判所長官	二、〇六〇、〇〇〇円
最高裁判所判事	一、五〇三、〇〇〇円
東京高等裁判所長官	一、四四一、〇〇〇円
その他の高等裁判所長官	一、三三四、〇〇〇円
判事	一号 一、二〇四、〇〇〇円 二 号 一、〇六〇、〇〇〇円 三 号 九八九、〇〇〇円 四 号 八三八、〇〇〇円 五 号 七二四、〇〇〇円 六 号 六五〇、〇〇〇円 七 号 五八八、〇〇〇円 八 号 五二九、〇〇〇円
判事補	一号 四二八、八〇〇円 二 号 三九四、二〇〇円 三 号 三六八、九〇〇円 四 号 三四五、一〇〇円 五 号 三二二、二〇〇円 六 号 三〇六、四〇〇円 七 号 二八八、二〇〇円 八 号 二七七、六〇〇円 九 号 二五三、八〇〇円 十 号 二四四、八〇〇円 十一号 二三四、三〇〇円 十二号 二二七、〇〇〇円
簡易裁判所判事	一号 八三八、〇〇〇円 二 号 七二四、〇〇〇円 三 号 六五〇、〇〇〇円 四 号 五八八、〇〇〇円 五 号 四四六、七〇〇円 六 号 四二八、八〇〇円 七 号 三九四、二〇〇円 八 号 三六八、九〇〇円 九 号 三四五、一〇〇円 十 号 三二二、二〇〇円 十一号 三〇六、四〇〇円

十二号	二八八、二〇〇円
十三号	二七七、六〇〇円
十四号	二五三、八〇〇円
十五号	二四四、八〇〇円
十六号	二三四、三〇〇円
十七号	二二七、〇〇〇円

(裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律の一部改正)

第二条 裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律（平成十七年法律第百六号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第一項を削り、同条第二項中「一部施行日」を「前条ただし書に規定する規定の施行の日（次項において「一部施行日」という。）」に、「（平成二十一年法律第九十号）」を「（平成二十二年法律第五十七号）」に改め、同項第一号中「百分の九十九・六八」を「百分の九十九・四四」に改め、同項第二号中「百分の九十九・七六」を「百分の九十九・五九」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項を同条第二項とする。

附 則

この法律は、公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から施行する。

（法務・内閣総理大臣署名）